

2021年2月2日

お客さま各位

株式会社テレ・マーカー

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 電気料金の特別措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社島ぬ風電力を御愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省から電気・ガス料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、弊社では、電気料金の特別処置を以下の通り適用させていただきます。

記

□ 参考

経済産業省発表（2021年1月22日）

[「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ」](#)

1. 特別措置の適用対象（以下のすべてに該当する方）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会協議会から「緊急小口資金」・「総合支援金」の貸付を受けているお客さま

② 一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用を申し出されたお客さま

2. 特別措置の内容

2021年2月分の電気料金の支払期日（注）を、原則として1ヶ月延長致します。

（注）電気料金の検針日（支払義務発生日）の翌日から60日目と致します。

※ 3月分は、支払義務発生日が2月1日（月）以降となるとなる方が対象。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、2月3日（水）以降に以下へお問い合わせください。

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社テレ・マーカ / 新電力事業部

お電話でのお問い合わせ 0120-153-326（平日10:00～18:00）

HPからのお問い合わせ [お問い合わせフォーム](#)

以上